

審 議 結 果 速 報

(令和4年3月24日)

陳情4年子育て・人財第1号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会			
受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
4年－1 (R4.01. 17)	子育て・人財	鳥取県高校生等通学費助成制度について	不 採 択 (R4.03.24)
▶陳情事項 鳥取県議会から鳥取県執行部に対し、鳥取県高校生等通学費助成制度の対象について、公共交通利用生徒・家庭に対するアンケートを実施するなど利用実態・意向を把握した上で自己負担額の低減など制度の拡充の有無・是非の検討を行うよう求めること。			
▶陳情理由 鳥取県は、令和2年4月から、県と市町村による共同事業として、高校生の通学費をサポートする制度を始めた。 本事業は、就学期の子どもを抱える世帯の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等を図ることで、子どもたちが通学費用を理由に希望する学びを諦めることがないように支援するとともに、県内市町村における定住の維持及び移住の促進、並びに公共交通機関の維持に資することを目的とするものである(実施要綱第1条)とされる。 また、その対象は、鳥取県内の市町村に住所を有する者が、公共交通機関の通学定期券を利用して県内の高等学校等へ通学している場合で、月額7,000円を超える通学費（特急料金除く）を負担している場合に、その超えた部分を助成されるものである。 子どもたちの学習権の保障のための、本制度の創設については、敬意と賛意を表するものである。 なお、この制度に関しては、これまで倉吉市が、「定員割れが続く中部の学校を守る」ためとして、県内の自治体で唯一、原則助成を中部の高校等に通学する場合に限っていたが、東部・西部など、圏域を県内全域に拡大するよう求める市民の要望を受け、先の倉吉市議会12月定例会で、その対象を拡充する旨議決がなされたところである。 陳情者は、この制度に関して議論する中で、さまざまな人の声を聞いた。 その中で特筆すべきは、「仮に通学費助成を受けても、自己負担となる月額7,000円は高く、大きな負担となる」というものだった。 たしかに、年額換算すれば、最大84,000円は自己負担の必要が生じ、元々、学校生活では授業料や部活費用、修学旅行費など、たくさんの負担があることを思えば、大きな負担になるはずである。また、そもそも、月額7,000円の交通費がかからない家庭は、一切助成の対象にならない。 たとえば、J Rで倉吉から米子方面に向かう場合、6ヶ月定期で検討すると、倉吉駅から東山公園駅まで61,420円、同米子駅まで62,340円がその通学定期代になっており、このうち42,000円(7,000円×6月)が自己負担であることを考えると、補助・支給金額は、東山公園駅までの場合で6ヶ月19,420円(経費に対する助成割合31.6%、1月換算だと3,230円ほど)、米子駅までで20,340円(経費に対する助成割合32.6%、同3,390円)となっている。 また、J Rで、倉吉駅から中部圏域では一番遠い由良駅に向かう場合、1ヶ月定期で4,350円、6ヶ月定期で23,520円と、そもそも対象になっていないことがわかる。			

参考までに、鳥取県職員の通勤手当についてみると、自家用車通勤の場合、自動車等の使用距離が片道4キロメートル未満である職員(1,600円)から支給され、その限度額は50,100円、加えて駐車料金の一部も支給される。また、公共交通使用者の場合、その限度額は55,000円となっており、特急料金の一部も加算されるようである。

経済的負担の大きい就学期の児童・生徒が、収入の多寡は関係なく、等しく希望する学びを受けられるようにするため、通学費の補助は、きわめて重要である。

市町村によっては県の制度に上乘せし、月額7,000円以下の通学費についても助成する制度を持っているところもあるようであるが、たとえば公共交通機関を利用して学校に通学する生徒のいる家庭にアンケートを実施するなど、県として、利用実態の把握をした上で、自己負担額の低減など、制度の拡充の是非について検討を進めてほしい。

▶提出者

倉吉市 個人

▶所管委員長報告(R4.03.24本会議)会議録暫定版

本県では、県内の高等学校等へ通学する生徒の通学費助成を行う市町村を補助する鳥取県高校生通学費助成事業を令和2年度に創設し、県内全ての市町村において実施されています。補助に際しては、負担する通学費に基準を設けていますが、その自己負担額は他都道府県が行う同様の制度と比較しても低く抑えられている状況にあります。また、基準を超えて助成する市町村には補助を拡充しているところです。

なお、本事業は県と市町村の協働により実施されていますが、本事業の事業主体は各市町村であることから、制度拡充に際し効果検証や見直しが必要との判断は、まずは各市町村においてなされるものであり、今後、各市町村において通学費支援に係る実態調査が必要であると判断される場合、アンケート等の実施は各市町村において実施されるべきものです。

また、当初、本制度の創設に関し要望のあった町村会から制度拡充に関する意見は寄せられていません。

以上のことから、今回、制度拡充の検討を議会から執行部に求めることは不要と捉え、不採択と決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

子育て・人財局（子育て王国課）

【現 状】

- 1 鳥取県内の高等学校に通う生徒の約4割がバス、JR等の公共交通機関を利用しており、特に山間地域などから遠距離通学している生徒の保護者負担が重くなっており、令和元年度までは1市9町（倉吉市、岩美町、若桜町、八頭町、三朝町、琴浦町、大山町、南部町、日南町、江府町）が市町村単独で通学費支援を行っていた。

町村会からの要望等を踏まえ、令和2年度から鳥取県高校生通学費助成制度を創設した。県内の市町村に住所を有し県内の高等学校等へ通学する生徒に助成する市町村に対して補助することにより、子どもたちが通学費用を理由に高等学校等で希望する学びをあきらめることがないよう支援しており、制度開始当初から県内全ての市町村が事業実施している。

- 2 本事業の実施主体は市町村であり、市町村が行う通学費助成に対して、県がその2分の1を補助するという間接補助事業である。助成対象者や条件（通学エリアを含む）、申請・支払手続き等については、地域の実情、財政状況等を総合的に勘案して実施主体である市町村が決定している。

【県高校生通学費助成事業の助成要件】

対象：公共交通機関の通学定期券を利用して県内の高等学校等に通学する生徒の保護者

※公共交通機関：鉄道（JR、智頭急行、若桜鉄道）、路線バス等（市町村営バス、コミュニティバスを含める）のうち、市町村長が指定するもの

※高等学校等：高等学校（全日制、定時制、通信制）、高等専門学校（3年次まで）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程。公立・私立は問わない。

※高等学校等を既に卒業した生徒や3年（定時制は4年）を超えて在学している生徒は対象外とする。

※所得制限なし。他の法令等により通学交通費の全額補助を受ける者は助成対象に含めない。

【県高校生通学費助成事業の助成額】

(1) 月額実負担額の7,000円を超えた額を県1/2、市町村1/2の補助割合で保護者に助成

(2) 市町村が通学費用の実態を踏まえて控除額を引き下げて助成を拡充する場合は、月額実負担額の7,000円以下の部分に対して市町村が助成する額の1/4を県が市町村に補助（＝市町村拡充分）

【県高校生通学費助成事業の実施状況】

（単位：千円）

	令和3年度申請	令和2年度実績
市町村事業費総額	75,476	61,240
県費補助額	31,209	24,695

（単位：人）

	令和3年度申請	令和2年度実績
助成対象者数	1,240	1,157
市町村拡充分助成対象者数	674	898

【県の取組状況】**【制度の拡充について】**

- 1 本事業では通学費の月額実費負担額が7,000円を超える場合に助成することとしているが、この線引きは本事業の創設を検討するにあたって市町村の意見を踏まえつつ県立高等学校授業料減免制度の基準（1年間の通学定期代85,000円以上）に準拠して決定したものである。他都道府県の通学費助成制度の月あたり控除額（北海道10,000円、静岡県15,000円、京都府10,000～22,100円、長崎県15,400円～30,000円など。いずれも所得制限等対象者の制限あり。）と比較しても相当に低く設定している。

補助対象者の多寡、公共交通機関の運行状況、財政状況等は市町村によって事情が異なるため、県事業の控除額を県内一律に下げるとは考えていないが、月額7,000円以下の負担額について市町村が助成する場合も補助の対象としており、現在9町の助成事業がこの補助により拡充助成を行っている。

【アンケートの実施について】

- 2 本事業は県と市町村の協働により実施しており、制度拡充の是非については全ての市町村の意見を聴きながら検討すべきものであるが、事業開始2年目であり、現在のところ見直しが必要との意見は出されていないため、現時点でアンケートの実施は考えていない。